

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年11月24日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第5号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「4月5日」を「4月7日」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「授業日」の右に「(休業日を除く日をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)